

石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月四日

糸数慶子

参議院議長 山崎正昭殿

石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問主意書

本年一月八日に私が提出した「石垣島への自衛隊配備の問題に関する質問主意書」(第百九十回国会質問第一一号。以下「質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一九〇第一一号。以下「答弁書」という。)によつて、石垣島における自衛隊部隊の具体的な配置先の候補地(以下「候補地」という。)に関する検討が進められていることが明らかになったことを踏まえ、以下更に質問する。

一 質問主意書の質問二において、候補地は石垣市「平得大俣の東側にある市有地及びその周辺」とされていることを指摘したことに對し、答弁書では明確な答弁がなされていないが、まずはこの事実関係につき明らかにされたい。

二 候補地とされる平得大俣地区に隣接する嵩田、開南及び於茂登の三つの地区(以下「三地区」という。)の住民は、各地区の公民館で開いた集会において自衛隊部隊の配置に反対する決議を行い、防衛省との意見交換会の開催を拒否するほど、自衛隊部隊の配置に対して強い反対の意思表示をしているが、今後防衛省は、三地区の住民に対してどのように対応するのか、方針を示されたい。

三 答弁書の一及び二についてで、「今後、関係自治体の意見を踏まえ」と述べられているが、ここに言う

「関係自治体」とは、石垣市を指すのか。また、同じく答弁書の一及び二について「自衛隊の部隊の配置先等についての結論を得た」との箇所については、主語は防衛省であり、同省は、候補地周辺住民への説明を一切行っていないにも関わらず、「関係自治体」の内諾が得られたと考えて「結論を得た」という趣旨を述べているのか。当該箇所の文意を明確に説明されたい。

四 本年一月十三日の衆議院安全保障委員会における、石垣島又は宮古島への陸上自衛隊のへり部隊の配備に関する赤嶺政賢委員の質問に対して、政府参考人である真部朗防衛省整備計画局長は、二度にわたって「白紙的に検討している」と答弁をしているが、意味が不明瞭である。石垣島又は宮古島への陸上自衛隊のへり部隊の配備を検討しているのか、又は検討していないのか、明確にされたい。

五 「平成二十六年版防衛白書」百六十四頁の「南西地域への機動展開イメージ」（図表Ⅱ―五―一―四）に記載されている「テイルト・ローター機」としては、具体的にはMV二二オスプレイを想定しているのか、明らかにされたい。

六 本年一月十三日の衆議院安全保障委員会における、石垣島へのミサイル部隊の配備に関する赤嶺政賢委員の質問に対し、真部朗防衛省整備計画局長は、「地対艦ミサイルの射程につきましては、（中略）百キ

ロメートル以上ということで御理解いただければと思っております」、「石垣に配備される部隊につきましても、そういったシステムとして機能する部隊を考えているところでございます」と答弁しているが、その意味するところは、石垣島には、地対空迎撃ミサイルの他に地対艦ミサイルの配備を想定しているということか。想定している地対艦ミサイル部隊の規模及び地対艦ミサイルの基数と併せ、明らかにされた

い。

七 平成二十七年十二月、八重山防衛協会から三地区の公民館に対して、「防衛省」と記載されたカレンダーが多数配付された。配付された地域住民は大変迷惑しているところ、防衛省と八重山防衛協会との関係、配付されたカレンダーの作成費等の支出元、及び配付の目的について、それぞれ明らかにされたい。

八 石垣島自衛隊配備推進協議会は、「自衛隊員五百〇六百名が勤務できる大企業である」との記述を含む「石垣島への自衛隊配備の魅力」と題する小冊子（カラー刷り、九ページ）を配付しているところ、防衛省と石垣島自衛隊配備推進協議会との関係、配付された小冊子の作成費等の支出元、及び配付の目的について、それぞれ明らかにされたい。

九 石垣島における自衛隊部隊の配置のための土地取得に係る担当機関及び部署、土地取得経費の支出元及

び予定金額を明らかにされたい。

十 石垣島における自衛隊部隊の配置のための土地取得は、予備費や、沖縄県においてはしばしば用いられてきた報償費が充てられる可能性はあるのか、明らかにされたい。

十一 石垣島における自衛隊部隊の配置に関して、防衛省は、しばしば八重山防衛協会と会合を持っていると聞き及ぶが、防衛省職員が八重山防衛協会幹部と面談し、又は飲食を共にした事実の有無を明らかにされたい。

十二 答弁書七について、海上自衛隊の艦艇及び航空自衛隊の航空機を石垣島に配備する計画は存在しないことが明らかにされた。他方で、石垣島における自衛隊部隊の配置に伴い、同島にはミサイルを含む武器、弾薬、関連機材、食料等を搬入することとなると考えられるところ、そのために、一般市民及び観光客が使用している石垣空港及び石垣港が使用される可能性はあるのか、明らかにされたい。また、使用される可能性があるとするれば、民生利用との使い分けの在り方について政府の方針を明らかにされたい。

十三 石垣島における自衛隊部隊の配置後には、自衛隊員の家族も同島に居住することとなるのか。自衛隊部隊を同島に配置する理由が、自然災害への対処や島嶼防衛のためであるとするれば、自衛隊員の家族を危

険にさらすことにもなりかねないと考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

十四 石垣島における自衛隊部隊の隊員の家族用の住居に係る計画について、宿舎の建設及び民間賃貸住宅への居住の可能性、幹部自衛官と一般自衛官の間での対応の違いの有無等を含め、できるだけ具体的に明らかにされたい。

十五 答弁書三についてで、石垣島における各種事態として、政府は、主として島嶼部への攻撃や大規模災害といった事態を想定しているが、そうであるとすれば、自衛隊の部隊の配置後は、島嶼部への攻撃に対処するとともに、占拠された島を奪還するための訓練が必要になると考えられるが、平得大俣地区以外の石垣島の海岸及び陸上を使用した訓練の計画の有無を明らかにされたい。

十六 石垣市の市有地である以下の地番が候補地に該当するか否か、明らかにされたい。

1 平得大俣千三百四十六―二〇百四十九―二（田、九筆、二千二百四十七平方メートル）

2 平得大俣千二百七十三―十六〇五百九十三（畑、四十三筆、三万四千九百六十六・七六平方メートル）

ル）

3 平得大俣千二百七十三―二百七十九〇五百二十三（山林、十七筆、一万六千三百十四・二六平方メートル）

トル)

4 平得大俣千二百七十三―一、五百四十六(山林)、同千三百十二―一、三百二十二(原野)、同千五百十六―四、八(原野)(計百八十筆、百六十九万三千八百八十四・九二平方メートル)

5 平得大俣千二百七十三―二百九十九、同千二百七十三―六百四十三、同千二百七十三―六百五十四(雑種地、計三筆、二千五百五十八平方メートル)

6 平得大俣千二百七十三―百八十五(一筆、四千九百五十八平方メートル)

7 平得大俣千二百七十三―八(一筆、一万一千六百八十二平方メートル)

8 平得大俣千二百七十三―二百九十五(山林)

9 平得大俣二千三百八十九―四百六十五(山林)

右質問する。